

毎月15日までの会費納入に、ご協力をお願いします。

会計 山崎 孝亀

# 春日井民商だより

春日井民主商工会発行

TEL 0568-81-1482

FAX 0568-81-9756

http://kasugaiminsyo.st1.jp



## 住民税の納入通知が届いています

国保税と市県民税の納入通知が届いています

今年度の国保税と市県民税の納入通知が春日井市から届いています。国保税は6〜3月までの毎月納付、市県民税は6・8・10・1月の4回で納付することになっています。

納税額は前年度の申告に基づいた金額のため、昨年休業協力金を受給した飲食業の会員は高額な住民税が発生し、「申告の時に高くなるとは聞いていたが、いざ金額を見るとやはりびっくりした」などと悲鳴が上がっています。

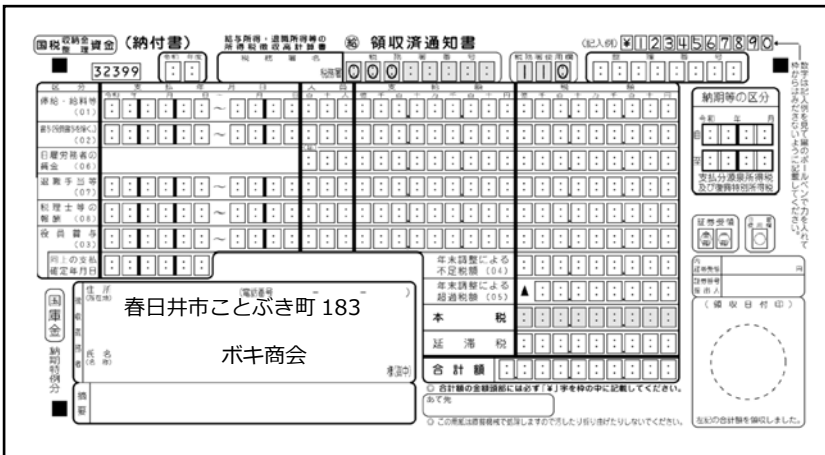
一度の納付が難しいという方や、過去分が残っているという方は、分の納の相談をする必要があります。放置すると「差し押さえ」を受ける可能性もありますので、一人で悩まずに民商までご相談ください。

新型コロナウイルスの影響で3割以上の収入減見込みで国保の減免あり

春日井市は今年度も、新型コロナウイルスの影響で前年度と比べ3割以上の収入減が見込まれる人に対する国保の減免を継続して行います。主たる生計維持者の前年所得は1000万円までが減免対象です。ただし、前年所得がゼロの人は相変わらず減免の対象外となっています。

また、比較する売り上げは前年のみなので、「昨年はおもう売上がかなり下がっていたので、それからさらに

## 源泉所得税中間納付 納期限は7月11日(月)



3割以上も下がることは難しい」という声も出てきそうです。予定納税の通知書が届きます。減額申請は7月15日までに！  
また、6月半ばには税務署から所得税及び復興特別所得税の予定納税の通知が届きます。  
予定納税とは、3月の確定申告で、所得税及び復興特別所得税の納税額(予定納税基準額)が15万円を超えた場合、7月と11月に今年度の税額の一部として、予定納税基準額の3分の1の金額をそれぞれ納めるといふものです。  
飲食業者で、昨年休業協力金を受給した人の多くが、予定納税の対象

となります。  
この予定納税は、6月30日現在で今年の所得税及び復興特別所得税の見積額が15万円に満たない場合には、減額申請をすることが出来ます。減額申請書は、7月15日(金)までに税務署へ提出することが必要です。  
減額申請書は予定納税の通知書に同封されています。また、国税庁HPからダウンロードすることも出来ます。  
減額申請書の書き方がわからないという方は、お気軽に民商までお問い合わせください。

従業員等に給与を支払っている事業所で、「源泉所得税の納期の特例」の承認を受けている事業所は、1月〜6月分の預かった所得税を7月10日までに納付することになっています。納付税額のない方でも、「0」と書いて提出する必要があります(今年は7月10日が日曜日のため7月11日が納期限)。  
中間納付は、税務署からお知らせはありません。納付書も送られてきませんので、手元にある納付書(昨年末に届いたもの)を使用します。納付書にはあらかじめ源泉徴収義務者名が印刷されており、白紙の納付書は事務所にはありません。納付書を紛失したという方は、速やかに税務署に連絡して送付してもらおうようにしましょう。

毎年大好評！ おいしいそうめんが今年も入荷しました！ 値段は昨年と同じです！

### 小豆島のそうめん

1.8kg 2,200円

